別紙2

習志野市国民健康保険運営協議会の設置等に関する規程　対照表

色網掛けの説明　：　「運営要領」に定めるもの　・　「運営要領」に定めないもの

旧習志野市国民健康保険条例　第2、3条（～R8.3.31）	習志野市附属機関設置条例（R8.4.1～）	習志野市附属機関設置条例施行規則（R8.4.1～）
	（趣旨） 第1条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条　この規則は、習志野市附属機関設置条例（令和8年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
		（用語） 第2条　この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
（国民健康保険運営協議会） 第2条　国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づき、習志野市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2　協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。 （1）　被保険者を代表する委員　4人 （2）　保険医又は保険薬剤師を代表する委員　4人 （3）　公益を代表する委員　4人 （4）　被用者保険等保険者を代表する委員　1人	（設置） 第2条　本市は、別表に定めるところにより、附属機関を置く。 別表	

附属機関の属する執行機関		附属機関	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
市長	21	習志野市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１条第２項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項を審議すること。	1　被保険者を代表する者	４人	３年
				2　保険医又は保険薬剤師を代表する者	４人	
				3　公益を代表する者	４人	
				4　被用者保険等保険者を代表する者	１人	

（規則への委任） 第3条　前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。	（委任） 第10条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。	
旧習志野市国民健康保険規則　（第3～20条）（～R8.3.31）	【再掲】	
（審議事項等） 第3条　習志野市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、審議するものとする。 （1）　保険料の賦課方法に関すること。 （2）　保険料の料率に関すること。 （3）　法第43条第1項及び第52条第2項の規定による一部負担割合に関すること。 （4）　法第58条の規定による保険給付の種類及び内容の変更に関すること。 （5）　保健事業の実施大綱の策定に関すること。 （6）　前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営上重要な事項	（設置） 第2条　本市は、別表に定めるところにより、附属機関を置く。 別表	

附属機関の属する執行機関		附属機関	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
市長	21	習志野市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１条第２項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項を審議すること。	1　被保険者を代表する者	４人	３年
				2　保険医又は保険薬剤師を代表する者	４人	
				3　公益を代表する者	４人	
				4　被用者保険等保険者を代表する者	１人	

2　協議会は、前項の規定により諮問があったときは、速やかに市長に答申しなければならない。		
3　協議会は、国民健康保険事業の運営に関し必要があると認めるときは、市長に建議することができる。		
（委員の委嘱等） 第4条　協議会の委員は、市長が委嘱する。 2　委員が辞任しようとするときは、その理由を付した辞任届を市長に提出しなければならない。 （補欠委員の委嘱） 第5条　市長は、協議会の委員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに補欠委員を委嘱するものとする。 （1）　死亡したとき。 （2）　辞任したとき。 （3）　拘禁刑に処せられたとき。	（委員） 第3条　附属機関の委員（以下「委員」という。）は、執行機関が委嘱し、又は任命する。 2　委員は、再任されることができる。 3　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4　執行機関は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解任することができる。	
（会長及び副会長） 第6条　協議会に会長及び副会長を置く。	（会長等及び職務代理者） 第4条　附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び会長等の職務を代理する者（以下「職務代理者」という。）を置く。	
2　会長及び副会長は、公益を代表する委員のうちから、委員の選挙により定める。		（会議の公開等） 第3条 2　会議の公開又は非公開、会長等及び職務代理者並びに庶務担当課は、別表第1のとおりとする。 別表第1

附属機関	会議の公開又は非公開	会長等	職務代理者	庶務担当課
習志野市国民健康保険運営協議会	公開	公益を代表する者のうちから委員により互選された者	公益を代表する者のうちから委員により互選された者	国保年金課

		3　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長等（第1項の規定により選出された議長を含む。）が会議に諮って会議の全部又は一部を非公開とすることができる。 （1）　会議の審議事項に習志野市情報公開条例（平成9年条例第17号）第8条各号に掲げる情報が含まれる場合 （2）　会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
3　会長及び副会長の任期は、委員の在任期間とする。		
4　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 5　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。	2　会長等は、当該附属機関の会務を総理し、当該附属機関を代表する。 3　職務代理者は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときはその職務を代理する。	
	（臨時委員） 第5条　附属機関に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。 2　臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的知識のある者のうちから、執行機関が委嘱する。 3　臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 （専門委員） 第6条　附属機関に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。 2　専門委員は、当該専門の事項に関し専門的知識のある者のうちから、執行機関が委嘱する。 3　専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 （守秘義務） 第7条　委員（臨時委員及び専門委員を含む。第11条において同じ。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	
（協議会の議長） 第7条　協議会の議長は、会長とする。 （招集） 第8条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長又は市長が招集する。ただし、初めての会議で会長の選挙を行う場合においては、市長が会議を招集するものとする。	（会議） 第8条　附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、議長となる。ただし、会長等及びその職務を代理する者にともに事故があるとき又はこれらの者がともに欠けたときの会議は、執行機関が招集する。	（会議の公開等） 第3条　条例第8条第1項ただし書の規定により市長が招集した会議の議長は、委員の互選により選出する。
2　委員の3分の1以上から会議招集の請求があったときは、会長は10日以内にこれを招集しなければならない。		
3　会長が会議を招集するときは、あらかじめ市長に通知しなければならない。		
（審議事項の通知） 第9条　市長は、会議の審議事項について、あらかじめ、会長に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。		
		第4条～第7条　省略
（定足数） 第10条　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。	2　会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の過半数の出席がなければ開くことができない。 3　会議は、会長等が必要と認めたときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により開催することができる。	
（議決の方法） 第11条　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	4　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	
（資料の提出） 第12条　協議会は、職務遂行上必要な資料について、市長に提出を求めることができる。 2　市長は、前項の規定により資料の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。	6　附属機関は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。	
（除斥） 第13条　委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関係する事項について、会議に加わることができない。ただし、協議会の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。	5　委員は、自己の利害に関係する事項についての審議に参加することができない。	
（市長等の出席及び意見） 第14条　市長及び関係職員は、会議に出席し、及び意見を述べることができる。		
（市長への報告） 第15条　会長は、協議会の審議した事項について、市長に報告しなければならない。		
（会議録） 第16条　会長は、会議録を作成し、署名しなければばらない。		
2　前項に定める会議録には、次に掲げる事項を記載する。 （1）　招集年月日 （2）　開催、閉会等に関する事項及びその日時 （3）　出席及び欠席委員の氏名 （4）　議題及びその審議の経過 （5）　前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項		
（委員の名簿） 第17条　市長は、協議会の委員の名簿を備え付けなければならない。		
（公印） 第18条　協議会の会長及び会長職務代理者の公印の名称、ひな型、寸法、書体、管守者及び個数は、別表第1のとおりとする。 別表第1　省略		（公印） 第８条　附属機関の公印の名称、書体、ひな型、寸法、個数、用途及び管守者は、別表第２のとおりとする。 別表第2　省略
（庶務） 第19条　協議会の庶務は、国民健康保険主管課において処理する。		【再掲】 （会議の公開等） 第3条 2　会議の公開又は非公開、会長等及び職務代理者並びに庶務担当課は、別表第1のとおりとする。 別表第1

附属機関	会議の公開又は非公開	会長等	職務代理者	庶務担当課
習志野市国民健康保険運営協議会	公開	公益を代表する者のうちから委員により互選された者	公益を代表する者のうちから委員により互選された者	国保年金課

（会長への委任） 第20条　第3条から前条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。		（委任） 第9条　この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、当該附属機関の会長等が当該附属機関に諮って定める。
	（部会） 第9条　附属機関は、必要に応じ、部会を置くことができる。	
	第10条　省略	
	（罰則） 第11条　第7条の規定に違反して秘密を漏らした習志野市行政不服審査会の委員及び当該委員の職を退いた者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	